No.102　2014/9/15

1 Minute News

TEL　03(6402)9555
FAX　03(6402)9556
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 6-19-21　ミドリヤビル 5 階

印紙・切手・商品券の消費税の取扱い

Q　印紙や切手、商品券などを購入した場合には、消費税は課税でしょうか？それとも非課税でしょうか？また、切手などを法務局や郵便局で購入した場合と、金券ショップで購入した場合とで、消費税の取り扱いは異なるのでしょうか？

解説

印紙や切手、商品券等は購入した場所によって、消費税が課税か、非課税か異なるケースがあります。

1．　購入した場所による違い

法務局や郵便局などで購入した場合と金券ショップで購入した場合とでは、消費税の取り扱いは下記のように異なります。

品物	原則的な取扱い		実務上
印紙	法務局で購入	非課税	同左
	金券ショップで購入	課税	同左
切手	郵便局・切手等売りさばき所（※①）で購入	非課税（※②）	継続的に購入時に課税にしていれば、課税
	金券ショップで購入	課税	同左
商品券	どこで購入しても	非課税（※②）	同左（※③）

※①　コンビニは切手等売りさばき所に指定されている場合が多い。

※②　ただし、使った時に課税。

※③　切手と違い、商品券は通常、人に贈るために購入するので非課税となる場合が多い。

2．　購入した印紙等を売却したらどうなるか？

購入した印紙や切手等を売却した場合は下記のように取り扱います

品物	消費税の取扱い
印紙	課税売上
切手	課税売上
商品券	非課税売上

要するに…

印紙や切手・商品券は消費税の取り扱いで悩むケースがあります。要するに切手は購入したときに課税仕入とし、商品券は購入したときに非課税とします。そして印紙については、購入した場所によって、課税仕入か非課税仕入が決まるということです。